

# 平成28年度海水浴場水質調査結果(開設前及び開設中)について

鳥取県では、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に基づき、県内の海水浴場の開設期間にあわせて、開設前(5月)と開設中(7月中旬～下旬)に水浴場水質等調査を毎年実施しています。開設前及び開設中の調査結果の概要をお知らせします。

なお、鳥取市管内の4海水浴場(鳥取砂丘、賀露みなど、白兔、小沢見)については、鳥取市が水質調査を実施しています。

## 1 開設前調査結果(水質汚濁防止法に基づく調査)

県内(鳥取市管内を除く。)の海水浴場(調査対象箇所:8海水浴場)の開設前における水質は、環境省の定める海水浴場水質判定基準における「水質 AA」又は「水質 A」に該当していました。

また、腸管出血性大腸菌 O-157 は、いずれの海水浴場からも検出されませんでした。

海水浴場名	採水日	項目					判定結果
		ふん便性大腸菌群数(個/100mL)	油膜	COD(mg/L)	透明度	腸管出血性大腸菌O-157	
東浜(岩美町)	5/9, 5/10	2	無	0.9	全透	不検出	適(A)
牧谷(岩美町)		不検出	無	1.0	全透	不検出	適(AA)
浦富(岩美町)		不検出	無	1.3	全透	不検出	適(AA)
石脇(湯梨浜町)	5/16, 5/19	不検出	無	1.2	全透	不検出	適(AA)
ハワイ(湯梨浜町)	5/16, 5/19	3	無	1.3	全透	不検出	適(A)
宇野(湯梨浜町)	5/16, 5/19	4	無	1.2	全透	不検出	適(A)
八橋(琴浦町)	5/19, 5/23	2	無	1.1	全透	不検出	適(A)
皆生温泉(米子市)	5/16, 5/17	14	無	1.4	全透	不検出	適(A)

## 2 開設中調査結果(水質汚濁防止法に基づく調査)

県内の海水浴場(調査対象箇所:8海水浴場)の開設中における水質は、環境省の定める海水浴場水質判定基準における「水質 AA」又は「水質 A」に該当していました。

また、腸管出血性大腸菌 O-157 は、いずれの海水浴場からも検出されませんでした。

海水浴場名	採水日	項目					判定結果
		ふん便性大腸菌群数(個/100mL)	油膜	COD(mg/L)	透明度	腸管出血性大腸菌O-157	
東浜(岩美町)	7/25, 7/28	不検出	無	1.1	全透	不検出	適(AA)
牧谷(岩美町)		不検出	無	1.3	全透	不検出	適(AA)
浦富(岩美町)		不検出	無	1.2	全透	不検出	適(AA)
石脇(湯梨浜町)	7/19, 7/28	5	無	1.5	全透	不検出	適(A)
ハワイ(湯梨浜町)	7/19, 7/20	4	無	1.1	全透	不検出	適(A)
宇野(湯梨浜町)		不検出	無	1.2	全透	不検出	適(AA)
八橋(琴浦町)		2	無	1.2	全透	不検出	適(A)
皆生温泉(米子市)		3	無	1.4	全透	不検出	適(A)

## 環境省の定める水浴場水質判定基準

1. 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。
- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」、「水質A」、「水質B」あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。
- ・各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
  - ・各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
  - ・各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
  - ・これら以外のものを「水質C」とする。

項目 区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不 検 出 (検出下限 2個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は3mg/L 以下)	全透 (1m以上)
	水質A	100 個/100mL 以下	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は3mg/L 以下)	全透 (1m以上)
可	水質B	400 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	5mg/L 以下	1m未満 ~50cm以上
	水質C	1,000 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	8mg/L 以下	1m未満 ~50cm以上
不適		1,000 個/100mL を超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L 超	50cm未満*

(注)

- ・判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。
- ・「不検出」とは、平均値が検出下限未満のことをいう。
- ・透明度(※の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。
- ・COD とは、Chemical Oxygen Demand の略で化学的酸素要求量のことをいう。